

耐震補強リフォームは「所得税の減税」と「固定資産税の減額」が受けられます

去年、東北大震災を経験してあらためて「私たちは危険な地震大国に住んでいるんだなあ・・・」と感じさせられました。津波や原子力発電所の被害はわたしたち個人の力ではどうしようもないけれど、大切なマイホームが壊れてその下敷きになって死んでしまうのは悲しいことです。住宅はきちんとした補強を行えば耐震性も増強できるし、家の寿命も長くなります。近い将来大きな被害をもたらすことが予測される「南海大地震」にもそなえて、なんといっても大切な家族と財産を守るために「マイホームの耐震リフォーム」を考えてみませんか？

耐震補強リフォームは「所得税の減税」と「固定資産税の減額」が受けられます。

耐震補強リフォームを行うと、税の優遇措置を受けることができます。優遇措置は「所得税減税」と「固定資産税の減額」の二つです。減税や減額は確定申告によって実行されますから、必ず確定申告をしなくてはなりません。

その際には、

- ・住宅耐震改修証明書
- ・住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（税務署にて取得）を添付することになっています。

証明書は建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などから発行してもらいます。

●投資型減税

適用条件	耐震改修リフォーム工事を行った人が自ら居住する住居 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建てられた住宅
改修対象期間	平成 25 年 12 月 31 日までの改修
控除率	耐震改修リフォームに要した工事費の 10%
最大控除額	20 万円

●住宅ローン減税

適用条件	耐震改修リフォーム工事費 100 万円超 増改築工事の床面積が 50m ² 以上
改修対象期間	平成 25 年 12 月 31 日まで (改修後の居住開始)
優遇の期間	10 年
控除率	耐震改修リフォーム工事に関わる住宅ローン年末残高の 1%
最大控除額	500 万円 (入居時期による)

●固定資産税の減額

適用条件	耐震改修リフォーム工事費用が 30 万円以上 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅
改修対象期間	平成 27 年 12 月 31 日までの改修
優遇の期間	時期によって 1 年～3 年
控除率	1/2



1 級建築士がたくさんいるので設計も施工もトヨシマなら安心です!!!
施工経験も豊富です。体育館・学校の耐震補強も数多く経験しています!!!